

## 新潟県柏崎市シンボルマーク使用要綱

この要綱は地方分権一括の施行に伴い、従来の柏崎市シンボルマーク使用規則（平成 12 年 1 月 26 日廃止）に代えて、要綱で使用について定める。

### 第 1（趣旨）

この要綱は、「柏崎市シンボルマーク」（以下「シンボルマーク」という）を正しく使用し、そのイメージが歪められることのないようにするため、シンボルマークを使用する場合の手続き等に関して、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2（使用基準）

シンボルマークは、柏崎市のイメージアップを図るために使用するもので、下記の各号に該当しないものでなければならない。

- ① 柏崎市の信用及び品位を害すると認められるもの。
- ② 営利活動又は、特定の政治活動を助長するおそれがあると認められるもの。
- ③ 主として自己の信用を高めるために使用するものであると認められるもの。
- ④ 自己のシンボルマーク、商標又は、意匠として使用するもの。
- ⑤ シンボルマークの使用マニュアルに基づかないもの。

### 第 3（使用の届け出）

シンボルマークを使用しようとするものは、あらかじめ柏崎市シンボルマーク使用届書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

### 第 4（使用上の注意）

市長は、前条の規定による使用届があった場合は、その内容が使用基準に合わないと思われるときは、使用届者に対して適正な使用を喚起するものとする。

### 附 則

この要綱は、（平成 12 年 4 月 1 日）から適用する。ただし、規則の廃止公布日以降の使用については、この附則が適用されるまでは従前の例による。